

指定就労継続支援 A 型事業者 御中

一宮市福祉部障害福祉課

契約内容報告書について（ご案内）

日頃より、本市福祉行政の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、本市においては障害福祉サービス等（地域生活支援事業は除く）の契約内容報告書は提出を求めていますでしたが、就労継続支援 A 型事業については令和 7 年 6 月以降の契約（及び契約の終了）から提出が必要となります。

つきましては、契約内容報告書を下記の方法で提出いただくようお願いいたします。

また、本件については、当該サービスを利用される方の支給決定に関わる内容です。下記の注意事項を必ずご確認ください、実施していただくようお願いいたします。

なお、本取り扱いの経緯につきましては、就労継続支援 A 型事業においては事業所ごとの利用の終了について、利用者及びその関係者様に報告をお願いしていましたが、その報告漏れが散見されるためです。適切な障害福祉サービスの提供が行われるよう、本取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

記

【 提 出 先 】

1. 持参

一宮市役所本庁舎 2 階 25 番窓口 認定グループ

2. 郵送

〒491-8501

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市役所 障害福祉課 認定グループ宛

3. 電子提出

一宮市ウェブサイト（ページ ID：1024086）の専用フォームを利用

【 注 意 事 項 】

1. 契約内容報告書で契約の終了を確認したのち、当該利用者の就労継続支援 A 型の支給決定は原則取り消されます。
2. 契約の終了後に別の事業所（※就労継続支援 A 型事業に限る）を通所する予定がある場合は、契約終了前に障害福祉課の認定グループに事前相談する必要があることを、契約を終了する事業所は利用者に説明をしてください。

問い合わせ先

一宮市福祉部障害福祉課

認定グループ（支給決定について）

TEL0586-28-9134

指定・給付グループ（契約内容報告書について）

TEL0586-28-9147